

平成27年6月25日

大阪府知事

松井一郎様

運輸事業振興助成交付金の早急な法定措置について

一般社団法人 大阪府トラック協会

会長 坂本克己

大ト協第 124 号
平成 27 年 6 月 25 日

大阪府知事
松井一郎様

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 坂本克巳

運輸事業振興助成交付金の法定措置について

運輸事業振興助成交付金については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が平成 23 年 9 月 30 日に施行され、既に 4 年が経過しようとしているところであります。

しかしながら、全国で唯一大阪府だけがこの法律及び政省令に則った交付がなされておらず、トラック運送事業者が一丸となって推進している環境対策や交通安全対策等に極めて重大な支障をきたしております。

当協会としては、これまで他目的に造成された各種基金を取り崩して交付金事業費に充当してきましたが、これらも既に枯渇した窮状にあります。

つきましては、平成 28 年度以降の運輸事業振興助成補助金の交付に当たっては、貴府交付要綱の改正により法律及び政省令に定める算定式どおりの満額交付を強く求めます。

以上